

全体計画認定を活用した既存不適格建築物の増築について(エキスパンションジョイント等を用いて増築を行う場合)

増築の床面積／ 基準時の延べ面積	対象箇所	新耐震基準(S56基準) への適合状況※1	全体計画認定を用いない場合 (現行法令が遡及適用される場合)	全体計画認定を用いた場合 (現行法令の遡及適用が猶予される場合)
1/2以下	既存部分	昭和56年6月1日の時点で 施行されている法第20条の 規定に適合する場合	直ちに 耐震改修法に基づく耐震診断基準を満たしてい ることを証明すること※2	当面は 耐震診断、耐震改修をする必要なし 最終的に 耐震改修法に基づく耐震診断基準を満たしてい ることを証明すること
		昭和56年6月1日の時点で 施行されている法第20条の 規定に適合しない場合	直ちに 耐震改修法に基づく耐震診断基準を満たしてい ることを証明すること	直ちに 耐震改修法に基づく耐震診断基準を満たしてい ることを証明すること
	増築部分		直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させること※3	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させること
1/2超	既存部分	昭和56年6月1日の時点で 施行されている法第20条の 規定に適合する場合	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させること	当面は 耐震診断、耐震改修をする必要なし 最終的に 最新の建築基準法令の規定に適合させること
		昭和56年6月1日の時点で 施行されている法第20条の 規定に適合しない場合	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させること	直ちに 耐震改修法に基づく耐震診断基準を満たしてい ることを証明すること 最終的に 最新の建築基準法令の規定に適合させること
	増築部分		直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させること	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させること

※1 原則として、確認済証(旧確認通知書)及び検査済証によって確かめる。

※2 平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめる。(耐震改修によって安全な構造とする場合を含む。)

※3 最新の建築基準法令の規定には、平成19年6月20日に施行された構造関係規定を含む。